



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 18 日 (月曜日) 第 247 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (3件) …… (") 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (2件) …… (") 2

頁

- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 公 告
- 土地改良区の管理規程の変更の認可…………… (農村整備課) 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出…………… (") 3
- 落札者等の公告…………… 3
- 公安委員会公告
- 機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 794号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 3 年 10 月 18 日から同年 11 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	447号	えびの市大字内堅大河平国育林3002林班つ小班から同市同大字字大河平 946番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 11 月 2 日

宮崎県告示第 795号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 9 条第 8 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 518号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 10 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎 葉 村	竹の枝尾	I-1-1413	急傾斜地の崩壊
	栂 尾	I-2-0066	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 796号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、平成20年宮崎県告示第 281号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 10 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸 塚 村	矢左右谷川	09-429-2-007	土 石 流
	矢 左 右	II-1-7103	急傾斜地の崩壊
	市の川内 2	II-1-7104	急傾斜地の崩壊
	市の川内 3	II-1-7105	急傾斜地の崩壊
	市の川内 1	II-1-8468	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 797号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成20年宮崎県告示第 281号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎葉村	水口谷川	09-430-1-016	土石流
	上椎葉谷川	09-430-1-017	土石流
	ロクロ谷川	09-430-1-032	土石流
	ロクロ谷川 1	09-430-1-033	土石流
	岩屋戸上	I-1-1397	急傾斜地の崩壊
	上椎葉（下）	I-1-1403	急傾斜地の崩壊
	岩屋戸上-1	I-1-3534	急傾斜地の崩壊
	針金橋	I-2-0062	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 798号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成18年宮崎県告示第 557号、平成20年宮崎県告示第 568号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
美郷町	桜の森	II-1-1329	急傾斜地の崩壊
	島戸3	II-1-6930	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 799号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸塚村	矢左右谷川	09-429-2-007	土石流
	猿渡	I-1-1378	急傾斜地の崩壊
	矢左右	II-1-7103	急傾斜地の崩壊
	市の川内-2	II-1-7104	急傾斜地の崩壊
	市の川内-3	II-1-7105	急傾斜地の崩壊
	市の川内-1	II-1-8468	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 800号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎葉村	水口谷川	09-430-1-016	土石流
	上椎葉谷川	09-430-1-017	土石流
	ロクロ谷川 1	09-430-1-033	土石流
	岩屋戸上	I-1-1397	急傾斜地の崩壊

上椎葉(下)	I-1-1403	急傾斜地の崩壊
岩屋戸上-1	I-1-3534	急傾斜地の崩壊
針金橋	I-2-0062	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 801号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	竹の枝尾	I-1-1413	急傾斜地の崩壊
	梶尾	I-2-0066	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、西諸土地改良区(小林市)から令和3年8月20日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 管理規程の名称
浜ノ瀬ダム管理規程
- 認可年月日
令和3年10月11日
- 管理規程の概要
第1章 総則
第2章 ダム等の管理の原則
第1節 流水の貯留及び放流の方法
第2節 放流の際にとるべき措置等
第3章 洪水における措置に関する特則
附則

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、畝倉土地改良区(えびの市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏名	住 所
上原康雄	えびの市大字大河平 122番地
溝口静馬	えびの市大字大河平1502番地3
宮崎弘一	えびの市大字原田 258番地
山田文雄	えびの市大字原田1192番地4
濱田昭男	えびの市大字原田3949番地
梶井誠	えびの市大字原田1139番地8
中満敦雄	えびの市大字原田3981番地1

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ型コンピュータ、ソフトウェア、ネットワークドライブ、A3カラーレーザープリンタ、天吊型プロジェクタ、教材提示装置、画像転送システム、授業支援システム及びオーディオシステム等一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和3年10月4日
- 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎市江平西1丁目3番6号
- 落札金額
42,790,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月23日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和3年10月18日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

- 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	令和4年1月17日(月)から	15人

1月20日（木）まで

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

(1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習の最後に、修了考査（5枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。

修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出日時

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	令和3年12月6日（月）から12月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、39,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。